

小城市市道の構造の技術的基準を定める条例の改正内容

【道路構造令の改正】

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定を道路構造令上に新たに規定する等の改正が平成31年4月16日閣議決定されています。

【道路構造令の改正背景】

本来自転車専用の通行空間を確保する必要があるにも関わらず、自転車道に必要な幅員（2.0m以上）を確保できない等により、これを整備できていない状況が多数生じています。

他方、近年では、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯（幅員1.5m以上）の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故件数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が実質的に確認されています。このため、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として「自転車通行帯」に関する規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図るため、道路構造令の一部が改正されました。

【道路構造令の主な改正】

- ① 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定するものとする。こと。（第2条及び第9条の2関係）
- ② 自転車通行帯の幅員は、1.5m以上とする。但し、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、幅員1mまで縮小することができる。（第9条の3関係）
- ③ 自転車道の設置要件として、設計速度が時速60km以上であるものを追加するものとする。こと。（第10条関係）
- ④ 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合の特例の対象として、自転車通行帯を追加すること。（第37条関係）
- ⑤ 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急処置として改築を行う場合の特例の対象として、自転車通行帯を追加するものとする。こと。（第38条関係）
- ⑥ この政令は平成31年4月25日から施行するものとする。
- ⑦ この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。
- ⑧ その他所要の改正を行うものとする。

小城市においても道路構造令に基づいた市道整備を行うため条例改正を行う